

歴史の分岐点・一九三六年のソ連の国際環境

斎藤治子

目次

はじめに

- 1、スペイン人民戦線政府の成立
 - 2、ドイツのラインラント進駐と独ソ経済関係
 - 3、フランス人民戦線政府とイタリアのアビシニア併合
 - 4、スペイン内戦とドイツ、イタリアの軍事干渉
- おわりに

はじめに

ナチス・ドイツの戦争計画を人々はいつの時点で廃棄させることができたのか？これは難しい質問である。ヒトラーが一九三三年一月に政権獲得したときから、彼の著書『我が闘争』に基づく帝国建設のための軍事侵略を意図していた、と考え、戦争は時間の問題であるから阻止することはできなかった、と主張する人々もいるだろう。この見解は、ナチス政権が二年足らずで、他政党を非法化し、地方自治を奪い、一党独裁制を実現した経緯をみれば、あながち極論とはいえないかもしれない。しかし、戦争は政治の継続とは言え、その実現には政治的変化と国際環境の条件が整わなければ不可能である。ナチスも政権獲得から一九三九年九月のポーランド攻撃まで六年半余を要したのである。その間に戦争瀬戸際の軍事干渉や併合をおこなっているが、徹底抗戦を受けることがなかった。ドイツの軍事力が強大であったからではない。むしろ軍事力はそのような干渉や併合の結果増大していったのである。

したがって、戦争は初めから不可避であったとは言えない。戦争を阻止する機会があったし、その条件も十分とはいえないが存在していた。とはいえ、それは、時期的に限られるだろう。ナチズムの超法規的排他的行動と暴力的装置の危険性がポピュリズムのオブラートに包まれて、ヴェルサイユ体制の被害者としての損失回復要求が一定の共感を国内だけでなく外国からも得ている時期には、ナチズムに対する危機感はい日常感覚としてまだ薄い。これは一九三四年ごろまでの時期にあたる。一方、オーストリアを併合し、ミュンヘン会談でチェコスロ

ヴァキアからズデーテン地方の割譲を英仏に臆面も無く承諾させた一九三八年には、それまでナチスへの嫌悪感が多少残存していたドイツ国防軍、財界、外務省も人事、組織面でナチ化されており、ヒトラーによほどの失点が無い限り、戦争計画を覆すチャンスは難しかったであろう。

そうになると、残るはその間の時期、ヒトラーの国内的基盤が完全ではなく、国際的孤立からの脱却を外交の主要路線としていた一九三五―七年である。とりわけ、一九三六年は、ファシズムに対抗する政権が人民戦線政府としてスペインとフランスに成立し、国際的にも反ファシズム統一戦線によって侵略戦争を阻止する機運が出てきた年だった。しかもそれらの政府は、ファシズムに対置して民主主義の復権を掲げるだけではなく、社会主義の発意による社会変革を目指していた。その陰には、一九三五年、コミンテルン第七回世界大会によって、従来の社会民主政党との抗争を克服して反ファシズムの為に共闘する課題を優先させた共産党の戦術転換があった¹。資本主義諸国の共産党の勢力はまだ小さく（ナチス政権前のドイツ共産党が最大）、その国際組織であるコミンテルンはソ連共産党の指導下にあったが、反ファシズム統一戦線のイニシアチブをとったのは、ソ連共産党ではなく、ファシズム、あるいは擬似ファシズムによって民主主義的権利が脅かされている国々の共産党であった。その意味でも、コミンテルンの方針転換は画期的であった。

一九三六年二月スペインで総選挙が行われ、人民戦線派が勝利し、政権を獲得した。一方ドイツは、三月、ヴェルサイユ条約で非武装地帯とされていたラインラントに進軍し、ロカルノ条約を廃棄した。危機感が増したフランスで五月総選挙が行われ、人民戦線が勝利して、政権に就いた。この選挙の前日、イタリアはアビシニア（エチオピア）を併合した。六月には中国で共産党が抗日統一のために国民党との協力を模索し始めた。ところが七

月にスペイン共和政府（人民戦線）への反乱が起り、反乱軍にドイツ、イタリアが多大な軍事援助をおこなうことになる。不干渉を標榜したイギリスに引きずられフランスの人民戦線政府もスペイン共和政府の援助要請を拒否し、共和政府は敗退を続ける。

このなかでドイツとイタリアは枢軸を形成し、結束をはかった。それまで両国はナチズムとファシズムというほぼ同義の社会体制をとっていたが、外交政策では異なっており、同盟を結ぶどころか、むしろ、オーストリアをめぐって対立関係にあつた。それが、スペイン人民戦線と対決することで両国は結びついた。さらにドイツは、コミンテルンに対抗するため、一月日本と防共協定を締結し、もうひとつの枢軸を手に入れた。

このように、一九三六年はファシズムの拡大を阻止しようとする反ファシズムと、武力によってもそれを壊滅させようとするファシズムとの対決がもつとも先鋭化した年であつた。この対決の勝負は、どちらの側がより強力な国際的連合を創り出すことができるかにかかつていた。

A・J・P・テイラーは、ドイツのラインラント進駐を、「三月七日は歴史の転換点だつた」と述べている²。すなわち、ひとたびラインラントに進駐して大軍を編成すると、ドイツは戦争という道に入り込むことが可能になつた。しかし、西欧列強は戦争への準備ができていなかった。三月七日が最後のチャンスだつた。もしドイツを阻止していれば大戦の犠牲も苦痛も味わうことはなかつたらう、というのがその含意である。

筆者は、ラインラント進駐だけではなく、それを含めた一九三六年を歴史の分岐点と考える。この年は、前述したように、ファシズムと反ファシズムとの拮抗が頂点に達したときであつたが、その事態を緩和すべく、ヨーロッパの伝統的列強が前者に宥和的な政策を行うことで、むしろ拮抗を地域戦争に転化させたのである。そうし

た列強の宥和外交に焦燥をつのらせたのはソ連であつた。共産主義の排除という点で共通していた列強とファシズム諸国とを離間させ、前者を反ファシズムの国際連帯に組み入れるチャンスが、この年ソ連に訪れた。列強のひとつであるフランスで、共産党が入閣はしないが政策協定を結んだ人民戦線政府が成立したのである。

本稿は、ソ連にとって明い幕開けとなつた一九三六年が、後半にはスペイン内戦の勃発によつて暗転し、時を同じくして国内で大粛清が始まる、という苦境の中で、ソ連外交にいかなる選択肢があつたのか、論述しようとするものである。

1、スペイン人民戦線政府の成立

スペインでは一九三一年、王政が倒壊した後、国教分離、国家機構や軍の民主化、土地改革、民族問題の解決を目指した共和政府が成立したが、世界恐慌による社会経済的不安のなかで、右派政党の勢力が伸張してきた。

なかでも、カトリシズムと大地主層に支持されたスペイン自治右派連合CEDAと、イタリア・ファシスト党をモデルとするスペイン・ファランヘ党は地方にも支部を設け、民主化や社会改革に逆行する政治的立場にたつて活動していた。前者のリーダーであるヒル・ロブレスはムツソリーニやヒトラーを賛美してはばからなかつた。

一方、それに対抗して共和制のもとで社会改革を推進しようとする政党は協和派が分裂し、社会主義政党はアナキスト、社会党、共産党、マルクス主義統一労働者党POUMなど分散しており、これにカタルーニャ、バスク、ガリシアの地方独自の政党が加わつて、内部対立が激しかつた。しかし、一九三四年、急進党政府にCE

D Aが入閣し、農地改革による地主やカトリック教会の失地の回復や言論出版の自由の制限など憲法の修正がはかられるに及び、復古とファシズムに反対する勢力が統一に向かう機運が出てきた。一〇月のアストゥーリアスの武装蜂起を契機に共和党左派と社会党、共産青年同盟と社会主義青年連合、アナーキストと共産党、P O U Mによる労働者同盟などの協力、共闘組織が生まれた。

これらが一つに統合するには二つのステップを経なければならなかった。ひとつは、一九三五年七月のコミンテルン第七回世界大会で反ファシズム統一戦線戦術が採択され、スペインでは共産党系の統一労働総同盟が社会党系の労働総同盟に加入することで、労働組合レベルでの統一が実現したことである。もうひとつは、ヒル・ロブレスが陸軍大臣として入閣していたチャパプリエタ政府が、閣僚の汚職事件で十二月総辞職した後、サモラ大統領がヒル・ロブレスに組閣を任命するのではないかとという予想から、C E D Aが首班となることを阻止せねばならないという危機感が広まったことである。実際には大統領は国会を解散し、別の人物に選挙管理内閣を委託したのだが、ヒル・ロブレスはそれを大統領から聞いた日に、熱烈な王党派のファンフル將軍とクーデタの可能性を探っていた、という³。このことからC E D Aが率いるファシズム政権への市民の不安は杞憂ではなかった。

一九三六年二月の総選挙を前にして、一月一日、社会党、共産党、共和党左派、共和同盟、マルクス主義統一労働者党は人民ブロック協定を締結した。その主な内容は、三万人の政治犯の釈放と政治的理由で解雇された労働者の地位保障、農地改革の継続、憲法の復活と民主的自由の回復、賃金引き上げと社会保障、銀行の統制、教育改革であった。ここには社会主義的な政策はほとんどなく、かろうじて銀行の統制はあるが、ファシスト団

体の解散も要求していない。共和制と民主主義の擁護というゆるい枠組で統一をはかるものであった。この後にカタルーニャ左派共和党が参加したが、アナーキストたちは「非政治主義」を貫いて、これに参加しなかったし、選挙も棄権するという原則を打ち出していた。

二月一六日の選挙で四〇%の得票に達する政党や政党連合がなかったため、二回目の選挙が行われ、人民戦線派が勝利した。得票数も議席数も文献によって差が有り、正確な数字は不明であるが、人民戦線は四六五〇四七〇万票を得て二五七〇二七八議席、右派の国民戦線(CEDAを含む)は四〇〇〇四五〇万票を得て、一三九〇一四三議席を獲得した。ほかに中間派が五〇数議席を得た。

ともかくも人民戦線派が政権を獲得して、左派共和党のアサーニャが首相となり、共和諸政党が入閣した。社会労働党と共産党は入閣せず、与党として政府を支えることになった。アサーニャ政府は、人民ブロック協定の実現を約束し、政治犯の一部釈放、解雇された労働者の復職、右翼の官僚・将軍の更迭、左遷を行った。出だしは好調だった。

コミンテルン執行委員会書記局はスペイン共産党中央委員会に、二月二二日、極秘で次ぎのような書き出しで始まる指令を送った。

「選挙で」人民戦線に多数の票が投じられたけれども、反動派は物質的基礎を損なわれずに保持しており、大衆的な影響力を特に農村や都市小ブルジョアジーのなかに及ぼしている⁴」

ここで特に、右派の影響力の残存に注意を向けさせるのは、共和派主導の人民戦線政府がCEDAなど右翼に譲歩してきたこれまでの共和政府の轍を踏まないように、警戒心を喚起するためであろう。だから、速やかに協

定の実現を促進して、人民の要求にこたえ、ファシズムの影響下にある人々を「人民革命」の側にひきつけるために、次ぎの課題を提起した。

1、貴族の所有地の没収と勤労農民への無償の分配。反動派の指導下にある農村の協同組合の管理組織の改選。農民の生産した農産物の国家による農民に有利な価格での買いつけ。農業労働者の賃金値上げと最低賃金制の確立。カタルーニヤではカタルーニヤ議会で採択された土地賃貸法の導入。

2、労働者階級と勤労農民はスペイン人民の大多数が必要とする援助の基金創設の為に教会財産を没収する。しかしこれを行うにあたって、信仰心ある大衆には、教会がその財産を大衆の必要の為に利用することを拒否していることを明らかにしていかなばならない。

3、ファシズムを徹底的に粉碎しない間は人民戦線綱領の実行を妨害するために内戦を組織することを意図するだろう。それは国家機関、特に軍のなかにいる手先を使って反共和国の陰謀を組織するだろうから、これらの組織を早急に排除しなければならぬ。

4、ファシストや王党派の背後にいる金融寡頭資本家の外国への資本逃避を阻止する断固たる手段をとらねばならない。

5、カタルーニヤの自治の回復

このなかには、人民戦線協定に入っていない項目がある。それらは、貴族地の没収と農民への無償分配、教会

財産の没収、ファシズム組織の排除である。人民戦線政府とはいえ、共産党や社会主義政党が参加していない政府の基盤の弱さをコミンテルンは危惧していたことが伺える。だから労農同盟を強化して政府を支える必要が強調されている。

そのために、社共が統一行動をとり、アナルコサンディカリストの労働者たちを戦線に引き入れ、労働組合の統一をはかる必要が説かれているが、「労働者階級の闘争をサポートし、労働運動の組織破壊を行っている反動的トロツキー・セクトに対する断固たる闘争」をコミンテルン執行委員会は共産党に義務付けていた。これが内戦での共産党とPOUMとの悲劇的な兄弟殺しを生み出すことになった。ソ連共産党に疑義をはさむものをすべて「トロツキー派」として処断するのは当時のコミンテルンで一般に行われていたが、サンディカリズムの伝統が強いスペインで、いわゆる「トロツキー派」がアナルコサンディカリストと結びついている労働運動の実態から、彼らを「反動派」として排除することはそれこそ「労働者の統一」を妨げるものであった。なぜなら、「トロツキー派」といわれるPOUMは人民ブロック協定に参加しているのだから。

ともあれ、ファシズムの潮流に棹をさす政府がヨーロッパに成立したことは、国際政治で孤立していたソ連に一筋の光明を与えた。

さらにソ連は、三月一二日モンゴル人民共和国と相互援助条約を結び、満州国からの日本の軍事的脅威に共同防衛の網を張った。このように一九三六年春はソ連の安全保障にとって、幸先のよい出発点となった。

2、ドイツのラインラント進駐と独ソ経済関係

三月七日の土曜日早朝、ドイツ軍はライン川左岸のラインラントに進駐し、占領した。ラインラントは、第一次大戦後、ヨーロッパの平和維持のためにヴェルサイユ条約とロカルノ条約によってドイツとフランスとの緩衝地域として永久に非武装地帯とされていた。一九三五年の空軍保有宣言と徴兵制に続く二回目の条約違反である。

ヒトラーは七日、議会で、フランスがドイツを敵視した軍事条約をソ連と結んだことによってロカルノ条約が内実的意味を失い、事実上条約は存在しなくなったと述べて、

「国家の基本的権利として国境を確保し、防衛の可能性を保障するために、ドイツ政府は今日、ラインラントの非武装地帯にドイツの完全かつ無制限の主権を回復した⁶」
と、言い放った。

ラインラント進駐の口実となった一九三五年五月に締結された仏ソ相互援助条約については、筆者が本誌前号で論じたように、仏ソの相互援助は国際連盟の決定後に発動され、非加盟国には拘束力が無い上に、軍事援助には触れられていない、実質的效果の薄いものである。しかも、フランスが過去に結んだ条約と抵触しない、と規定しており、よってロカルノ条約に制約されている。ドイツはこの条約を十分検討したうえで危険がないと判断したのか、その当時「マニフェスト」と性格づけた⁷。この条約の批准を延ばしていたフランスがやっと一九三六年二月二七日に批准したので、それをドイツは口実にしたのだらう。ドイツより強大な軍事力を持ったフランス

と、それを支持するかもしれないイギリスの反撃を予想しうる国防軍の將軍たちの恐れをはねのけて、ヒトラーは進駐を断行した。英仏はドイツに対して軍事行動を起こさないと、ヒトラーは読んでいたのだろう。

その読みは当たった。フランスもイギリスも動かなかった。ソ連はライント進駐の可能性を予想していたが、一月末、英国国王の葬式で訪英したリトヴィノフ外務人民委員（外相）がイーデン外相と会見したときに、その話をする、イーデンは「今その問題が起きると思わない。イギリスの現在の軍事力の状況では効果的な対抗措置をとる可能性はない」と言っていた。またフランスのフランダン外相と話したときも進駐の場合ソ連の援助がどうなるかなどのは話はまっぴらなかつた、という⁸。

ソ連は政府機関紙『イズヴェスチヤ』の三月一〇日号には、条約の一方的廃棄に対する唯一の決定的手段は、フランス軍の非武装地帯への導入である、という論説を載せて、西側の断固たる対策を促したが、その反応はなかつた。

リトヴィノフは三月一七日国際連盟理事会で、国際的義務の違反に対して連盟による集団的措置の採択を訴えた。

「もし国際連盟が、決定や公約を行わず、勧告や警告を無視する侵略者たちに慣れてしまったら、われわれは連盟を維持することができない。

そのような国際連盟は誰からもまともには扱われまいだろう。……そのような連盟は必要ない。さらにいえば、そのような連盟は有害でさえある。なぜなら諸国の警戒心をゆるめ、彼らに幻想を与え、早急に自衛のための必要な手段を彼ら自身でとろうとすることを妨げるからである。」⁹。

連盟へのこのように敵しい眼には、すでに前年のドイツの再軍備宣言とイタリアのアビシニアへの侵入に対する連盟のゆるま湯的な措置に対する批判がこめられている。リトヴィノフはヒトラーの『我が闘争』の一説を読み上げて、ドイツがラインラント進駐でフランスのロカルノ条約違反を口実にしているが、ヒトラーはヨーロッパにドイツ以外の軍事大国が存在することを許さないと断っており、それは結局ドイツが全ヨーロッパのヘゲモニーを握ることを意図しているから、近い将来その他の諸国も侵略の対象となるだろう、と指摘した。彼は集団安全保障の為にドイツが連盟に復帰するならばそれを歓迎する、ともいつている。ただし、そのためにはドイツが国際条約を遵守し、現存国境を侵犯せず、武力による国際紛争の解決の拒否が必要だと述べている。そして最後に

「ロカルノ条約締約列強によつて連盟理事会に提起されるであらう、そして他の理事国に受け入れられるであろうすべての手段に参加する用意があることを、わが政府の名において私は宣言する¹⁰」と切りこんだ。

リトヴィノフのこの危機感に満ちた演説と微妙に異なる見解を、モロトフ人民委員会議長（首相）は三月一日日フランスの『ル・タン』紙記者のインタビューで次のように述べた。

「ラインラントの再武装はドイツの東の諸国、特にソ連への危険を疑いもなく増しており、これを無視するのは間違っている。しかし、国際条約を破つてフランスとベルギーが国境を接するラインラントにドイツ軍が入り、フランス、ベルギーの国境線沿いに要塞を築いたことは、先ず第一に、ドイツの西の隣国であるフランスとベルギーへの脅威である。われわれはこの行動がこれら諸国で引き起こした不安を理解する¹¹」。ここには傍観者的な表現がみられる。あるいは、危機への鈍感といつてもよいだろう。また、ソ連では、たしかにドイツの支配者た

ちがこれまで反ソ的な言説を行ってきたため彼らへの和解しがたい態度を保持する人々がいるが、独ソ関係の改善が可能であると考えるのが主要な傾向である、といっている。モロトフがこのように述べるのも理由が無いわけではない。この頃、ドイツとソ連の間で通商と支払い問題で、ドイツ銀行総裁シャハトと在独ソ連通商代表カシラキとの間で交渉がすすめられていた。

ソ連はドイツと一九三五年経済協定を結び、ドイツの対ソ輸出額の半額をソ連が金または外貨で支払うという画期的な通商形態をソ連の譲歩で実現させていた¹²。それまでは外国からの輸入品の支払いはソ連の生産物の対価輸出で相殺してきたので、買いたいものがソ連品のなかに無い場合、外国としては望ましくない方式であった。資本主義国との貿易額がそれほど増えないのはそこにも理由があった。他方、この独ソ協定で規定されたドイツのクレディットは、従来短期ではなく長期のものであり、これはソ連に有利であった。

ところが、ソ連からの輸出代金の金・外貨支払いをドイツが認めないため、ソ連は支払い調整の問題で、一九三六年一月に代表団をベルリンに送り、交渉していた。そして三月六日までに、若干の細かい項目を残して妥結寸前までいった。しかし、ラインラントへのドイツ軍の進駐の数時間後、ソ連政府から代表団に、新たな指令が出るまで協定の調印は見合わせるようにという指令がきたので会談は中止となった¹³。恐らく、英仏の対抗措置がなされることを予想して、それにソ連が参加すると否とにかかわらず、ドイツ軍進駐後の交渉は中止すべきと判断したのであろう。英仏が対抗措置をとらないことがはつきりしたので、交渉が再開され、四月二九日、独ソ通商・支払協定が調印された。

ベッソーノフ駐独ソ連全権代表（大使）は、五月四日、ドイツ外務省の官吏に、「相互の経済関係に関心を持つ

両国が前例のない方法で政治的問題で相互に反対キャンペーンをおこなっているのはおろかなことだ。……ソ連政府は、—モスクワでは懷疑主義が増しているが—依然として政治的データをつくりだす可能性があると見て「いる¹⁴」と話した。これをどう解釈するか問題である。すなわち、ひとつはソ連の二律背反外交として、反ナチス対独強硬派のリトヴィノフとナチズムに妥協したモロトフ、スターリンの対立構造と分析するか、あるいは、ソ連の二重外交とみなして、リトヴィノフの英仏協調とモロトフ、スターリンの対独宥和の実利外交を同時展開していた、とみるか、ふた通りの解釈がある。前者は、一九三九年のリトヴィノフとモロトフとの対立をこの時点まで遡及しようとするのだが、リトヴィノフも独ソ経済関係の発展に積極的であつたし、対立というよりも、ファシズムに対する危機感の強弱の違いであろう。また、後者はそれほど明確な役割分担とはいえず、対独宥和というよりも、ワイマール時代から発展してきた独ソ経済関係の軌道上でソ連は通商拡大をはかつていた、と見るほうが自然である。ただ、ドイツの相次ぐ国際条約違反のなかで、ドイツとの経済関係の安定化にはソ連外務人民委員部（外務省）は不安をもっていたことは確かである。

外務人民委員部第二ヨーロッパ部長シュテルンが署名した一月二八日付の秘密報告書「一九三六年一月のドイツの経済情勢」がある。そこでは、次ぎのような分析がなされている。

一、食糧危機 一九三五年の不作によって食料とくにジャガイモの生産が前年の四六〇〇万トンから三九〇〇万トンに低下し、飼料の輸入制限から家畜も減少している。食料の輸入をしなければならぬ。軍事工業に必要な技術目的のための油脂も危機的だ。これらのことは戦争準備の為にナチスが必要とみなしているので、

困難は大きい。

二、失業の増大。一九三五年九月失業者は七〇〇〇人だったが一月には一五万六〇〇〇人に増加。ベルリンの景気研究所は近い将来失業者は一〇〇万人になるとみている。したがって工業生産も低下している。

三、貿易方式が相殺方式になっているので貿易規模が縮小している。

四、財政困難。国債の発行による貨幣流通の膨張をはかるシャハトの政策と、失業は不可避の現象とみなして国家による金融介入をおこなわないというゲーリングとの対立がある。前者は金融政策をゆるめて国民経済の補助金政策は縮小させないという形で妥協し、国防軍はシャハトが軍建設を妨害しない限り協調している。

五、軍事財政的予備の問題。予備のひとつは、外国企業にドイツの民間企業や個人が参加していることで外国貨幣が巨額に達している。もうひとつは、ライヒスバンクのいわゆる闇の外国為替ファンドで、公表されていないが外国でのナチの宣伝活動や新聞の買収に支出されている。ドイツの通貨を外国で不法に売却しているがシャハトの暗黙の了解がある。

六、軍事的予備の蓄積。ひとつは、石油タンクの地下網の建設、もうひとつはドイツの可能性の利用（具体的に述べていない―斎藤）のための強大な作業。

結論としては、食糧問題などで反対派の増大を考慮に入れる必要があるが、ドイツ政治の重心はドイツの侵略計画実現の為に国際情勢の利用を加速するだろう¹⁵

これで見ると、シュテルンは、ドイツに経済的困難は生じているがナチス政府がそれから脱却する方法を講じていることに注目し、非ナチスのシャハトとナチスのゲーリングとの対立を過大視することなく、シャハト

に幻想を持つてはいない。ドイツ経済は結局、ナチスの侵略計画の実現の為に組織される、と分析している。

シュテルンは三月一日、ベッソーノフに、ドイツの国内情勢が悪化している情報をいろいろ聞いているが、

「一方ではファシスト体制は確立しており、反対勢力は現実的な意義を失っている¹⁶」と書き送っている。また、三月二六日のベッソーノフあての書簡では、

「ドイツの侵略的外交政策の今後の段階についてあなたの意見に同感です。ラインラント進駐以後、ドイツの西欧へのすべての欲求は、エルザス・ロートリンゲンなど、近いうちに満足させられる、と思います。……ヒトラーの東への計画（ポーランド、ソ連への侵略―斎藤）は現在の条件では実現しそもありません。……ヒトラーの東方計画が実現するためにはもっと広範な経済的計画が必要ですよ¹⁷」と述べている。

シュテルンはさらにドイツのオーストリア併合など、ドイツの西方や南方への侵略の拡大を確信していた。それでも、東方への侵略はまだ非現実的だと思っていた。リトヴィノフと同様に反ファシズムの立場をとっていたといわれるシュテルンでさえ、モロトフ的な楽観論もあった。したがって、この時点で、ソ連の指導部内で、確信的立場に立った明確な対立はなく、独ソ関係でも重点の置き方の違いであった。

3、フランス人民戦線政府とイタリアのアビシニア併合

フランスでは一九三四年二月六日、旧来の王党派である「アクシオン・フランセーズ」や急伸張してきた「火の十字架」団など右翼団体がパリのコンコルド広場に集まり、下院議会を襲撃しようとする事件があり、当時の

ダラデイ工政府は戒厳令を宣言したが暴動はおさまらず、七日政府は総辞職した。これは明らかに議会制民主主義への挑戦だった。こつしたファシズム的な動きに対して、社会党と共産党は初めは別個に抗議集会を行ったが、一二日社会党系の労働総同盟CGTがよびかけたゼネストに四五〇万人が参加し、初めて社共の共同行動が実現した。この共同行動の成功は、社会党と共産党にファシズムを阻止するための統一戦線の必要を認識させた。社会党は五月に党大会を開いて、共産党との統一行動を論議したが、左派は統一行動を支持した。共産党は五月末に社会党に統一行動協定交渉を申し入れ、社会党はそれに応じるようになった。

問題は共産党の国際組織であるコミンテルンがどう判断するか、だった。六月一四日のコミンテルン執行委員会第七回世界大会準備委員会では、社会党に懐疑的なオットー・クーシネンに反対して、ダヴィド・マリノフスキーは、

「我々はこれまで社会民主主義と闘ってきた。すべて我々の指示は、社会民主主義が主要な敵なのだ、というものであった。問題は、ファシズムとの闘争をないがしろにして、もっぱら社会民主主義に焰を向けてきたことにある」(傍線原文)¹⁸

と率直に謝りを認めた。そしてすでにコミンテルン書記長デミトロフが提起していた統一戦線に賛同した。

このおすみつきをもらって、六月二三―二六日フランス共産党はパリ近郊イヴリで全国協議会を開き、反ファシズム統一戦線の結成を課題とすることを決議した。七月二七日、社会党と共産党は行動統一協定に調印した。四条からなる協定で、社共は、全国的にひとつの運動を共同で組織し、ファシズム組織の武装解除と解散をめざし、民主的自由の防衛と戦争準備に反対することをうたっている。ただ、積年の確執から、共同行動での各自の

原則、戦術の押付けを禁じると同時に、共同行動の外では相互誹謗することなく、自党の行動の自由を保障した。これに勢いを得て共産党は十月、急進社会党に「自由と労働と平和のための人民戦線」の結成をよびかけた。

このときには拒否されたが、社共の統一戦線からより広範な人民戦線へと反ファシズムの輪をひろげたのは、コミンテルン執行委員会ではなくフランス共産党のイニシアチヴであった。コミンテルンでは、九月になっても社共の統一行動に消極的で階級闘争と共産党の独自行動を主張する執行委員が少なくなかった。彼らは各国での情勢の変化を認識してはいたが、ソ連をモデルにしたソヴィエト型の革命論から抜け出すことは難しかったのだらう。一〇月一九日、コミンテルン執行委員会政治委員会は「フランスでのファシズム勢力集中に反対する勤労者ブロックの創設について」という決定を採択した。それは、ファシズムに反対し、豊かな生活への改革を目指し、戦争に反対するためのプログラムを提示し、勤労者のブロックを組織して、勤労者大衆に広めていくことを指示するもので、新しい方向性をもっていた。しかしそこには、「現在の困難な状況から勤労者大衆が脱出する唯一の出口はソヴィエト権力、プロレタリアートの独裁と労農同盟であることを示す目的をもって政治カンパニアを続けながら、フランス共産党は、反ファシズムのすべての勤労者を引き寄せるためにただちに行動プログラムをつくらねばならない¹⁹」という課題にみられるように、古い原則に新しい任務を接木したような論理矛盾があった。また、人民戦線という表現もなかった。

フランスでは、その後、共産党、社会党、急進社会党が話し合いを重ね、一九三五年五月の地方選挙で共同行動の成果により三党が伸びた。七月一四日のパリ祭には反ファシズムと反戦を掲げた集会とデモに四〇万人が参加した。これを組織したのは人民連合全国委員会で、社会党、共産党、急進社会党、CGT、CGTU、アムス

テルダム反戦委員会、社会戦線、反ファシズム知識人監視委員会など、数十の政党団体が参画していた。この成功はその直後二五日からモスクワで開催されたコミンテルン第七回世界大会を多いに勇気付けたに違いない。

こうした草の根の広がりのなかで一九三六年一月二日、人民戦線綱領が発表された。その内容を要約すると、政治的要求として、自由の擁護と平和の擁護について、ファシスト団体の武装解除と解散、出版・労働組合・信教の自由、学校改革、侵略に対する制裁で国際連盟の枠内での国際協力、軍備制限、軍事産業の国有化、秘密外交の廃止が目標とされた。経済的要求として、恐慌の克服のために、失業基金制度、労働時間の短縮、年金制度、農産物価格の再評価、穀物公社の設置、金融制度改善のために銀行の規制、フランス銀行の国有化、財界の浄化のために民主的税制改革、大資産の負担による財源の創出、資本流出の統制がうちだされた。ただ、対外政策についての明確な方針が欠けていたことは、後の人民戦線政権の外交での無策につながったといえよう。

そして四月の総選挙で人民戦線側が勝利した。六二一議席のうち、社会党一四六（第一党）を含む三七三議席を獲得し、反人民戦線側を圧倒した。共産党は改選前の一〇議席から一挙に七二議席に激増し、得票率も二倍弱に増加した。ただ、急進社会党は改選前の議席を減らして一一六議席となり、第二党に転落した²⁰。このあたりが人民戦線内部の不安要因であった。六月四日、社会党のレオン・ブルムが組閣したが、共産党は右翼からの政府攻撃を避けるため入閣せず、閣外協力することになった。

ブルム政府は早速人民戦線綱領の実現に着手した。労使の代表によって結ばれたマティニヨン協定で団体協約制、賃上げが保障され、週四〇時間労働法、有給休暇法が制定された。軍需産業が国有化され、フランス銀行は国有化こそされなかったが理事選出の民主化など改革が行われた。小麦公団の設立により農民に小麦価格を保障

した。そして「火の十字架」など四つのファシズム的団体が解散されたことはきわめて重要であった。このようにブルム政府は人民戦線綱領に基づく改革を次々に立法化していった。しかし、それは八月までが頂点だった。

国内では巨額の資本の国外逃避によって工業生産が低下し失業が増大するという経済的困難が生じた。国外では五月にイタリアがアビシニアを併合し、七月にスペインで内戦が生じるなかで、人民戦線の重要な柱である反ファシズムを対外政策分野で貫徹できなかった。これらが人民戦線政権の変質の引き金となったことはいなめない²¹。

ドイツの西隣のフランスが反ファシズムの拠点となり、スペイン以上にソ連に希望を与えたであろうが、それもつかの間のことだった。一九三五年一〇月アビシニアに侵入したイタリア軍は一九三六年五月八日アデイスアベバを占領し、翌九日イタリアはアビシニア併合を宣言した。侵入後加盟国のアビシニアの訴えに基づき、国際連盟はイタリアへの経済制裁を加盟国に課した。それは形式上義務的であつたが、加盟国の裁量に任せられ、制裁実行の監視機関もなく、制裁違反に対する罰則もなかつた。併合後もそれは変わらず、石油の輸出禁止は延期された。ソ連の国際連盟代表でもあるリトヴィノフは理事会でことあるごとに、制裁の共同行動をよびかけてきたが、無視されてきた。彼は七月の連盟総会で次のように演説している。

「われわれは、国際連盟が規約一〇条によって加盟国のひとつ（アビシニア）に保障された領土の保全と独立を確保できず、その国に精神的同情を表現することしかできない、という事実に向面している。われわれはこの悲痛な事実を黙って、無関心に見過ごすことはできない。われわれはそれを分析し、将来同じようなケースが起こらぬよう、すべての教訓をそこから引き出さねばならない²²」

ここには多くの失望と今後も予想される脅威、それを予防しなければならぬ義務感が絡み合っていて窒息し

そうである。それでも経済制裁に生ぬるい加盟国を公然と非難できない事情もあつた。たとえばイギリスを名指して批判していない。それはイギリスとの通商関係が好調で、ソ連の対外貿易額において一位を占めており²³、当時クレディット協定を交渉していた（七月二八日締結）からでもある。

そのほかに、列強がソ連の長年の要求をある程度充たしたことでソ連の協調的態度をもたらししたこともある。それは、六月にモントルーで開かれたボスフォラス、ダーダネルス両海峡の管理をめぐる会議で平和時のソ連戦艦の海峡通航に参加国が好意的であつたことである。両海峡の管理はローザンヌ条約で国際海峡委員会に委託されていたのだが、トルコが海峡の主権復活を要求していた。会議ではトルコに海峡管理権が返還されること、黒海沿岸国の戦艦が平和時に一定の条件のもとで海峡を通航する自由をもつことが合意され、七月二三日、モントルー協定が締結された。これによってソ連は、黒海沿岸での安全保障に有利な地歩を得たのである。

一方、七月一日に締結されたドイツ・オーストリア協定については将来のオーストリアの運命を予測させるものとしてソ連は受けとめた。この協定でドイツは「ドイツ人の国家」オーストリアの独立を尊重する代わりに、オーストリアがドイツ政府の外交の「平和的な努力」に則した外交をおこなうことを約束させた。また、ドイツ文化の緊密化と称してナチ党宣伝の自由、反ナチ宣伝の禁止を押し付けた。さらにオーストリア・ナチ党の政治犯の釈放、同党の入閣をも可能とする項目を挿入した。当時この協定に潜在する静かなナチの浸透を危険視する国は少なかつたが、ソ連外務人民委員部の反応は敏感だつた。第二ヨーロッパ部長シュテルンはベッソーノフ在独全権代表に、七月一七日、次の極秘電を送っている。

「この協定締結はオーストリアの運命を予告する行動です。ドイツは先ず経済的にオーストリアを自己の軌

道に乗せるでしょう。次いでオーストリア国家機関の中に指導的な影響力をきわめて早く生みつけるでしょう。

今やドイツはあれこれの形でアンシュルス（併合）を実行するだろうと私は思います。協定は、他の事象を含む総路線の出発点となることを認識しなければなりません²⁴」

ここでは鋭くも一九三八年に起こったことが予告されていた。この不安をなぞるように、夏まではソ連の国際環境がおおむね安定し、むしろ望ましい状況であった一九三六年、ある事件によって、ヨーロッパ国際社会は秋から冬に暗転していった。

4、スペイン内戦とドイツ、イタリアの軍事干渉

二月に成立したスペイン人民戦線のアサーニャ政府は人民ブロック協定にそって、政治犯の一部釈放、右翼官僚の更迭、解雇された労働者の復職命令、軍の右翼将校の左遷などを実行してきた。これに反発してスペイン自治右派連盟CEDAは人民戦線派政党にしばしば暴力行為を働き、資本家は資本を国外逃避させたり、ロッキアウトにより労働者を工場から締め出したりした。また、CEDAの青年部からファランへ党に参加するものが出てきて、將軍たちの不満に共感を示すようになった。四月ごろから軍の内部でクーデタが計画され、六月にはスペイン全土で同時蜂起する具体的なプランがつくられた。

七月一七日、スペイン領モロッコでクーデタが開始された。一九日、本国スペイン全土で反乱軍が蜂起し、一週間でセヴィーリヤ、カディス、コルドバを占領した。政府側に立つ労働者は反乱軍と戦つたため、政府に武器を

要求したが、キローガ首相（五月、サモラ大統領の辞任後アサーニヤが大統領になり、キローガ内相が首相兼国防相となった）は情勢を軽く見て、それを拒否した。労働者は自衛して人民戦線派の兵士たちとマドリッド、バルセロナ、バレンシアで反乱軍と闘い、鎮定した。それらの地域では警察や軍の反乱派を罷免し、反乱側の地主や資本家から土地、企業を没収して、人民的管理（人民戦線委員会、労組、地方自治体、農地改革協会などによる）に移され、工業管理、農業共同化など一連の社会改革がすすめられた。

しかし反乱軍の占領地域は拡大した。反乱後二週間でスペインは二分され、共和派の統治地域には一三〇〇万人、重工業地域、都市が多く、反乱側には一〇〇万人が住み、食料生産地域が多かったという²⁵。また、艦隊の三分の二が共和派を支持していたので、反乱軍はアフリカから精鋭部隊をスペイン本国に派遣するフェリーの不足に悩んでいた。そこに助け舟を出したのが、イタリアとドイツだった。

イタリアは、ファランへ党青年部がファシスタ党の制服を真似た青シャツ隊を組織したことにあらわれていたように、一九三五年から同党に経済的援助をしていたから、スペインの右翼との付き合いは長い。ドイツは、人民戦線が結成される頃からスペインに注目し、反ファシズムを掲げる共和政府に対して、スペイン内部で対抗し得る勢力を内偵していた。一九三六年五月ゲシュタポが「共産主義の調査」という任務でマドリッドのドイツ大使館に派遣された²⁶ことから、反政府側の人間とも接触していたと思われる。それを証拠だてるように、七月二五日、反乱軍に参加したフランコ将軍が援助を要請した手紙をヒトラーは受け取り、二六日、ゲーリングの指導下に特別軍事組織Bが設置された²⁷。そして七月末から輸送機が反乱軍に供与された。そのおかげで七月二八日、フランコ将軍の部隊はモロッコから大陸に着陸できたのである。これが干渉の始まりである。八月三日朝、ドイ

ツ派遣軍の先遣部隊が二五〇名、二隻の軍艦でスペインに到着した²⁸。この軍団は秋までに一万に達していたようである。ついでながら、これ以降の武器、兵力の輸送にはポルトガルの積極的な援助があり、スペインへの軍事干渉はドイツ、イタリアだけではなかった。

イタリアから、七月三〇日、二機の爆撃機がスペイン領モロッコのフランコ軍に送られ、三一日、同型の爆撃機がスペイン本土に着陸した。その後、ドイツからフランコに、どれくらいの兵力が必要かという問い合わせがきたとき、フランコは、一〇万の兵力を要請した。五万はドイツ、二万五〇〇〇をイタリア、あとの二万五〇〇〇をポルトガルとモロッコに分担してもらう、と答えた、という²⁹。結局内戦中に、ドイツからはコンドル軍団と軍事顧問団の一万五〇〇〇人、イタリアから地上軍七万四〇〇〇人と空軍五七〇〇人が投入されたといわれる³⁰。

独伊の干渉に対して他国はどう対処したのか。まず、この干渉をやめさせるために独伊英仏ソでスペイン内政への不干渉を原則とする協定を結ぶよう、八月五日よびかけたのはフランス人民戦線政府だった。ソ連はこれに直ちに同意したが、ポルトガルも参加させるべきだと回答した。この呼びかけには独伊ポルトガルも応じて、二七カ国が不干渉協定に署名した。しかし、武器の輸出の中止をうたったこの協定は法的拘束力を署名国に課していなかった。そのため八月二三日、ソ連はフランスに次のような不干渉の具体策を提言した。

「1、スペイン、スペイン領に向けた、飛行機、軍用舟艇を含むすべての武器、軍需物資の、直接、間接にかかわらず、輸出の禁止

2、この禁止を進行中の契約にも適用する。

3、他の政府も不干渉宣言協定に参加する。

これは軍事干渉中止の最低限の条件だった。九月九日、二七カ国による不干渉委員会が組織され、本部はロンドンに設置された。これは不干渉協定署名国の干渉行為を監視することを目的としていたが、協定違反への制裁がないため、独伊から反乱側への軍事援助は続けられ、九月末までにスペイン本国の三分の二が反乱軍に占領された。

九月はスペインの共和政府にとつても、反乱軍にとつても、大きな転機となった。人民戦線政府とはいえ、それまで政府の首班は共和党であったが、九月四日、左派社会党のラルゴ・カバリエロが首相となった。彼は、反乱軍と闘っているあらゆる政治勢力を統一して反乱を粉碎する方針を強く押し出した。そのために、それまで入閣していなかった共産党から二名入閣させ、一月にはアナーキストも入閣した。これは、反ファシズム勢力を総結集するというプラスの効果があったが、同時に、アナーキストと共産党との戦術をめぐる対立から政府の結集力を弱める逆効果をもたらした。たとえば、共産党は、正規の政府軍が壊滅状態になったため第五連隊を編成し民兵を正規軍に編入して軍の統一をはかることを提案したが、ラルゴ・カバリエロとアナーキストは、第五連隊は必要ではなく、それぞれの地域で自主的に闘っている現在の民兵のままでよいと反論した。この対立は、組織的統一を優先する共産党と独自の文化性を重視するアナーキストなどスペインの左派勢力との和解しがたい確執を象徴しており、不幸なことに内戦のなかで拡大していった。

一方、反乱側では九月三〇日、フランコが最高司令官となり、スペインの国家元首就任を宣言した。ドイツは事実上承認し、武器や軍事顧問団を送った。フランコ軍は一〇月からマドリッド攻略の軍事作戦をとり、一月に総攻撃をかけたが、それは折り良く到着したドイツの援助によるところが多かった。八日、共和政府は撤退し

バルンシアに移ることを余儀なくされた。しかし、マドリッドには共和政府を援助する国際義勇軍が到着して、残っていた共和派とともに防衛戦を展開し、フランコ軍を一時撤退させた。

国際義勇軍は、コミンテルン執行委員会書記局が一〇月一日、スペイン共和政府に対する国際的援助を決定したことによって組織されたものである。これは不干渉委員会が独伊の干渉を事実上黙認する一方で、共和政府が反乱軍に対する防衛のためしばしば援助を訴えても、不干渉原則を盾に放置していることに対して、非国家機関、今日いうところのNGO、からの社会正義の発現であった。国際義勇軍については、実質的にはスペインの共産主義者を援助するためのソ連の干渉と断定する見解は多いが、五三ヶ国から参加した約六万人の義勇兵は共産党員だけではなく、不法に侵害された民主主義、国民主権を守るために参加した人々も少なくなかった。彼らの動機は独伊の干渉をやめさせることだった。

ロンドンの不干渉委員会では、ソ連駐英全権代表マイスキーが、反乱軍への供給の基地であるポルトガルの港の監視を提案したが支持されず、ソ連が独伊ポルトガルの干渉をやめさせたがっているのはスペインに共産主義国家をつくるためではないかという猜疑の目で見られていた。それでも彼は訴えた。

「ソ連の人々は、現在スペインで起こっていることを、戦争勢力と平和勢力との大きな決闘だと考えているのです。ある国々が不干渉協定を破って援助しているおかげで反乱軍が成功したら、スペインが国内的災害に苦しむだけではなく、ヨーロッパのすべてが暗闇となるでしょう。なぜなら、反乱軍が勝利すれば、ヨーロッパのすべての侵略的、破壊的勢力を勇気付け、戦争がわれわれの戸口まで押し寄せていることを意味することになるのですから」³²

実際に一般のソ連人がどのように考えていたかどうかは分からない。ソ連国内ではその頃国民の身近なところで、肅清という恐ろしい事態が進行していたため、共産党や政府の機関紙の記事で知るスペインの情勢を非常に重視していたのか不明である。しかし、外交の中枢部で、スペインの内戦をヨーロッパの戦争と平和との岐路として考えられていたことは、鋭い叡智であつた。しかし、それは不干渉委員会の鈍感な宥和主義によつて押し潰されたのである。

おわりに

ドイツ国内では八月、ヒトラーが「四カ年計画」の覚書をつくり、ソ連ボリシエヴィキの侵略性に対抗するため、1、ドイツ陸軍は四年以内に戦闘準備ができていなければならない、2、ドイツ経済は四年以内に戦争に適應できるようにしなければならない、という課題を設定した。この計画は九月のナチス党大会で公表され、ゲーリングに計画遂行の全権が与えられた。計画の課題を見るように、これは単なる経済発展計画ではなく、四年後には戦争を遂行できる軍備の増強を目的とするものだった。そしてその対象はソ連の共産主義であつた。こうして経済の自給化と軍事化をはかったが、それを支える対外関係の見なおしが必要となつた。

ドイツとイタリアはスペイン内戦で反乱軍の援助を共同で行つたわけではないが、一月一日、フランコ政府を同時に承認した。両国はファシズム体制の類似点を有していたが、オーストリアへの影響力をめぐり競合関係にあり、友好的とはいえなかつた。しかし、イタリアのアビシニア併合を黙認したドイツに、イタリアは七月

のドイツ・オーストリア協定でドイツの影響力が決定的となったことを黙認することで返礼した。このような形での接近を経て、一〇月二五日独伊外相会議が開かれ、議定書を作成して両国間の諸問題の調整をはかった。そして、一月一日、ムッソリーニはミラノで、ローマーベルリン枢軸の存在を明らかにする演説をおこなった。これでは独伊関係は固定された、といつてよい。

極東では、日本は満州事変以降、中国への軍事侵略の意図が明らかになると英米との間で摩擦が生じていたが、それと同時にソ連共産主義の中国、朝鮮への抗日勢力への浸透を恐れていた。一九三五年から駐独大使館付陸軍武官大島浩がナチス党外交部長リッペンと接触し、コミンテルン第七回世界大会での反ファシズム統一戦線に強い反発を共有していた。陸軍とナチス党との会談は一九三六年、外務省レベルの交渉になった。三月に締結されたソ連・モンゴル相互援助条約は、モンゴル・満州国間の国境紛争の際適用されることは必定だった。また、中国戦線で、五月に共産党から国民党に抗日統一をよびかけている背後にコミンテルンの指導を感じた日本は、スペイン、フランスでの人民戦線政府に警戒しているドイツと交渉を促進した。一月二五日、反コミンテルン共闘日独協定（防共協定）が締結された。条約本文は、コミンテルンの活動について情報を交換し、必要な防共措置を協議する、というものであったが、秘密の付属議定書には、締約国の一方が第三国から攻撃を受けたとき他方は第三国の負担を軽減するような措置をとらない、という相互防衛的な内容が含まれていた。第三国はソ連を指していることは自明だった。

日独協定についてソ連外務人民委員部は、秘密部分を知らないこともあるのか、それほど悲観的ではない。第二ヨーロッパ部のリンデはベッソーノフに

「日独協定と植民地要求の強調がドイツにとって好ましくない結果を引き起こした。

ドイツの立場の悪化はなканずく、イギリスがフランスへの接近に踏み出し、集団安全保障を擁護する路線に若干近づいたことにある。

このことからドイツ政府はわれわれとの関係をこれ以上先鋭化しないように関心をはらっている³³」

と送信している。さすがに、これは樂觀過ぎると思つたのが、自分の「個人的見解」とことわつてはいるが、彼の樂觀論の根底には、一月にモスクワ、レーニンградなどでドイツ市民の逮捕が続ぎ、スパイ行為が暴露されることをドイツが恐れている、という推測があるのかもしれない。しかし、恐れているのはドイツだけだつたのだろうか？

ソ連では、七月二九日、共産党中央委員会書記局が、反革命トロツキスト・ジノヴィエフ連合の活動との闘争」という秘密回状を出した。それは、ジノヴィエフ派がトロツキストと組んでキーロフ暗殺にかかわり、スターリンの指導下にあるソヴィエト国家を打倒しようとしている、という内容である。ここから、根拠のない逮捕、処刑など大規模な粛清がソ連社会に広がり、市民を恐怖に陥れた。このなかにはドイツ人技師も入っており、ファシストのスパイという罪状で六名が銃殺された。

こうしてソ連は、一九三六年秋から、国際環境だけでなく、国内社会にも暗雲が垂れ込めるようになった。粛清は一九三七—三八年、共産党、国家機関、軍、文化のあらゆる領域を襲つた。対外政策で優れたバランス感覚をもつていたクレステンスキーとストモニャコフという二人の外務人民委員代理（次官）も逮捕され、処刑された。リトヴィノフの信頼していたシュテルンをはじめ外務人民委員部や在外代表部の中枢にいた人々も少なから

ず消されていった。このような闇の世界が待ち受けているとは知らず、ソ連外交は一九三六年、ファシズムの拡大を阻止し得る人民戦線政府に期待を抱きつつ、その期待が掘り崩されていく分岐点に立っていたのである。

註

- (1) コミンテルン第七回世界大会の決議は、村田陽一編訳『コミンテルン資料集 第6巻』（大月書店、一九八三年）一六二—一六四ページにある。
- (2) A.J.P.Taylor, *The Origins of the Second World War*, Penguin Books, 1991, p.133.
- (3) George Esenwein and Adria Shubert, *Spain at War, the Spanish Civil War in Conflict*, London, 1996, p.21. 「ソビエトは、フランコ將軍は、時機尚早として反対したといふ」。
- (4) Rossiiskaya akademiya nauka Institut vseobschei istorii, *Komintern i grazhdanskaya voina v Ispaniya*, Moskva, 2001, str.105.
- (5) Tam zhe, str.106.
- (6) Roderick Stackelberg and Sally Winkle, *The Nazi German Sourcebook, and an Anthology of Texts*, London, 2002, p.193.
- (7) 拙稿「一九三五年・ドイツのヴェルサイユ条約違反とソ連外交」、『帝京史学』十七号二六八—二六九ページ。
- (8) I.F. Maksimychyev, *Diplomatiya mira protiv voyny*, Moskva, 1981, str.132.
- (9) Jane Degras, *Soviet Documents on Foreign Policy*, vol.III, N.Y., 1978, p.171. 『ソ連文書』p.170-178.

- (10) Ibid., p.178.
- (11) Ibid., p.182.
- (12) 上の経緯については前掲拙稿を参照されたい。
- (13) Documents on German Foreign Policy (以降DGFP), Serie C vol.V pp.298-299.
- (14) Ibid., p.512.
- (15) AVP (ロシア外務省資料館) t.082 op.19 d.2 p.83
- (16) Tam zhe
- (17) Tam zhe
- (18) Rossiiskaya akademiya nauka institut vseobschei istorii, Komintern i ideya mirovoi revolyutsiya, Moskva, 1998, str.816.
- (19) Tam zhe, str.848.
- (20) 議席数、得票率については、中木康夫『フランス政治史 中』(未来社、一九七五年)八八ページに数表がある。
- (21) フランス人民戦線については、J・ジャクスン、向井喜典他訳『フランス人民戦線史』(昭和堂、一九九二年)、平瀬徹也『フランス人民戦線』(近藤出版社、一九七四年)がある。
- (22) Degras, p.196.
- (23) ソ連の貿易については、外務省調査部第二課『露西亜月報』第三十一号號(昭和十一年七月)で諸外国と

の交易状況が記されている。

- (24) AVP f.082 op.19.d.2 p.83
- (25) Stackellberg, p.107.
- (26) DGF P, Serie C, vol.V pp.504-505.
- (27) Kom intern i grazhidanskaya voina, str.198.
- (28) DGF P, Serie D, vol.III pp.26-28.
- (29) Kom intern i grazhidanskaya voina, str.183.
- (30) 深沢安博「スペインの内戦」歴史学研究会編『講座世界史 八巻 戦争と民衆』（東大出版会、一九九六年）三五―三六ページ。
- (31) Degras, p.204
- (32) Ibid., pp.214-215.
- (33) AVP f.082 op.19 d.3 p.83.